

日高町強靱化計画

令和2年4月
日高町総務課

【目次】

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 取組みを推進するための方針 | 2 |
| 第2章 | 強靱化の基本的な考え方 | |
| 1 | 強靱化の目標 | 3 |
| 2 | 計画の対象とするリスク | 3 |
| 第3章 | 脆弱性評価 | |
| 1 | 脆弱性評価の考え方 | 5 |
| 2 | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 5 |
| 3 | 評価の実施手順 | 6 |
| 4 | 評価結果 | 6 |
| 第4章 | 日高町強靱化のための施策プログラム | |
| 1 | 施策プログラム策定の考え方 | 17 |
| 2 | 施策推進の実現に向けた目標の設定 | 17 |
| | 【日高町強靱化のための施策プログラム一覧】 | 18 |
| 第5章 | 計画の推進管理 | |
| 1 | 計画の推進期間等 | 37 |
| 2 | 計画の推進方法等 | 37 |
| | 【別表】 | |
| ・ | 日高町強靱化のための推進事業一覧 | 38 |
| ・ | 「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表 | 40 |

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

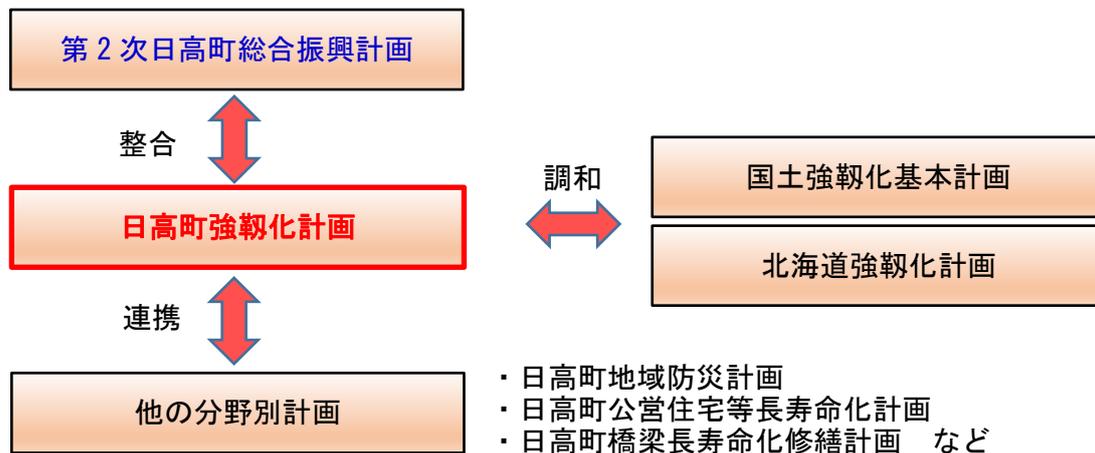
こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が平成27年3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

このようなことから、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国・北海道・民間事業者・町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

よって、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「日高町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- ・ 国の「基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和のとれた国土強靱化地域計画として「日高町強靱化計画」を策定する。
- ・ 「第2次日高町総合振興計画」と整合を図りつつ、他の分野別計画との連携を図り、国土強靱化に関係する部分について、様々な分野の指針として策定する。



3 取組みを推進するための方針

本計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各部署との横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組みを推進する。

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化の目標

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の第2次日高町総合振興計画や他の分野別計画と連携し、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、交通、まちづくり等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら長期的な視点に立って一体的に推進する。

【本町の強靱化目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 計画の対象とするリスク

日高町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、強靱化目標の①人命の保護が最大限図られること、②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下のとおり提示する。

【本町における主な自然災害リスク】

(1) 地震

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 十勝沖から択捉島沖（根室沖を含む可能性高）における今後30年以内にM8.8程度以上の地震発生確率は、7%~40%程度
（令和2年地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 根室沖における今後30年以内にM7.8~8.5程度の地震発生確率は、80%程度
（令和2年地震調査研究推進本部長期評価）
- 内陸型地震（平成29年地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 道内の主要活断層帯は9箇所
- 過去の被害状況
 - 【北海道胆振東部地震】（平成30年9月 M6.7 最大震度6弱）
 - ・ 住宅被害 全壊3棟、半壊54棟、一部損壊446棟
 - ・ 土木被害 1,072,650千円 ・ 農業被害 114,121千円 ・ 商工被害 66,107千円
 - ・ 水産被害 29,744千円 ・ 林業被害 695,000千円 ・ 衛生被害 36,433千円
 - ・ 公立文教施設被害 30,917千円 ・ 社会福祉施設等被害 1,944千円
 - ・ 社会教育施設被害 32,850千円 ・ その他 355,975千円
 - ・ 被害総額 2,435,741千円

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年間における道内への台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が北海道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 北海道内においては平成 3 年から平成 25 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生

○ 過去の被害状況

【大雨被害】（平成 15 年 8 月台風 10 号）

- ・住宅被害 全壊 7 棟、半壊 6 棟、一部損壊 16 棟、床上浸水 34 棟、床下浸水 147 棟 92,327 千円
- ・非住家被害 全壊 7 棟 12,030 千円
- ・土木被害 7,519,800 千円 ・農業被害 6,572,856 千円 ・商工被害 55,618 千円
- ・水産被害 206,803 千円 ・林業被害 3,556,352 千円 ・衛生被害 16,850 千円
- ・公立文教施設被害 2,450 千円 ・社会教育施設被害 17,850 千円 ・その他 202,643 千円
- ・被害総額 18,255,579 千円

【大雨被害】（平成 18 年 8 月台風 10 号）

- ・住宅被害 全壊 1 棟、一部損壊 1 棟、床上浸水 11 棟、床下浸水 81 棟 19,264 千円
- ・非住家被害 全壊 1 棟 300 千円
- ・土木被害 1,467,010 千円 ・農業被害 632,017 千円 ・商工被害 40,083 千円
- ・水産被害 4,817 千円 ・林業被害 328,828 千円 ・衛生被害 28,571 千円
- ・公立文教施設被害 400 千円 ・社会福祉施設等被害 1,275 千円
- ・社会教育施設被害 52,862 千円 ・その他 72,500 千円
- ・被害総額 2,647,927 千円

【大雨被害】（平成 28 年 8 月台風 10 号）

- ・住宅被害 全壊 1 棟、半壊 1 棟、床上浸水 20 棟、床下浸水 17 棟 26,940 千円
- ・非住家被害 全壊 2 棟、半壊 1 棟 43,340 千円
- ・土木被害 297,010 千円 ・農業被害 111,820 千円 ・商工被害 10,750 千円
- ・水産被害 10,500 千円 ・衛生被害 200,000 千円 ・公立文教施設被害 22 千円
- ・社会福祉施設等被害 50 千円 ・その他 103,252 千円
- ・被害総額 803,684 千円

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

○ 過去の被害状況

【大雨融雪被害】（平成 30 年 3 月）

- ・住宅被害 床下浸水 5 棟 100 千円
- ・土木被害 62,600 千円 ・衛生被害 1,150 千円
- ・被害総額 63,850 千円

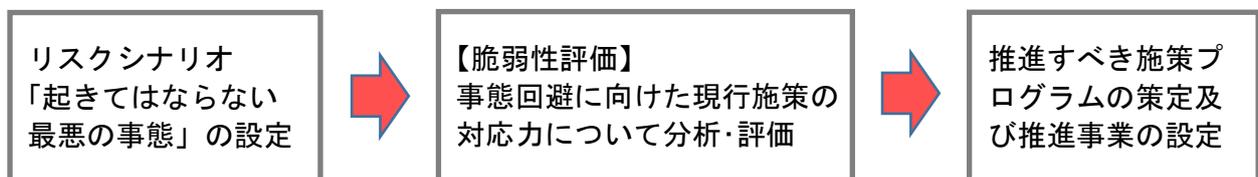
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第1項第5号）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる日高町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道と一体的な取組ができるものとする。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする

以上のことから、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じく、7つのカテゴリと本町の地域特性により19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

| カテゴリー | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|-------|----------------|-------------------------------------|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | | 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 | ライフラインの確保 | 4-1 エネルギー供給の停止 |
| | | 4-2 食料の安定供給の停滞 |
| | | 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

4 評価結果

脆弱性評価結果は、次のとおり。

【日高町強靱化に関する脆弱性評価】

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等については、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 公共施設が順次耐用年数を迎えるにあたり、中長期的な視点で計画的に、保有、処分、維持活用等を行い、時代に即した施設保有、施設規模にする必要がある。

（避難場所等の指定・整備）

- 避難所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても、促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

（啓発活動等の取り組み）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取り組みを推進する必要がある。
- 自分たちの身は自分で守る「自助」と地域住民が協力して身を守る「共助」が被害を軽減するために重要であり、地域防災力向上のため、自主防災組織の結成を促進する必要がある。

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 土砂災害を未然に防止するため「地すべり・がけ崩れ等危険区域」、「土石流危険溪流」の危険箇所の基礎調査を引き続き進め、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。また、警戒区域については、ハザードマップの作成・更新など警戒避難態勢の整備を促進する必要がある。

（治山施設等の整備）

- 国及び北海道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の設備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び北海道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 北海道による津波浸水想定により作成したハザードマップについて、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、今後、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がされるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備を行う必要がある。
- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画について、今後、津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画の改訂を促進する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、津波浸水想定の見直しに応じ、北海道などと連携し整備を促進する必要がある。
- 学校等における津波防災教育や津波避難訓練等について継続的に取り組む必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 高波、高潮及び津波による災害予防施設としての機能を有する防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設が計画的に整備されるよう、国及び北海道に対し、施設整備の促進を要望する必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 防災ガイドマップを有効活用し、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで、水害による住民の円滑な避難態勢の構築を図る必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備、洪水を一時的に貯留するダムなどの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理の必要がある。

(ダムの防災対策)

- 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 雪害対策は人的被害防止を最優先とし、様々な機会をとらえ住民の防災意識の高揚を図るとともに道路管理者は、それぞれの管理路線において積雪・寒冷地対策を推進し、積雪・寒冷期における災害の軽減を図る必要がある。

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取り組みを進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める必要がある。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係機関の情報共有化）

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線や防災メール、緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 町及び消防組合等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各関係機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及を図る必要がある。
- 学校教育においては、1日防災学校等による防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道及び他の市町村、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する必要がある。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練等を実施する必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取り組みを推進する必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療支援体制の強化)

- 災害拠点病院に求められている自家発電設備などの整備について、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など災害拠点病院の機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し避難行動要支援者名簿の作成・更新など、名簿情報の適切な管理に努める必要がある。
- 被災した社会福祉法人施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 被災時の職員の参集範囲や、庁舎被災時における災害対策本部の代替場所などについて、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しにより災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 防災拠点となる公共施設の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等について必要な取り組みを進めるとともに、防災拠点としての役割（機能強化）も踏まえながら、適切に維持管理を行う必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

(IT部門における行政の業務継続体制の整備)

- 災害時においても業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など取り組みを計画的に進める必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他の自治体との応援協定・受援体制の構築を図る必要がある。

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 再生可能エネルギーの導入について、今後更なる拡大が期待できることから国や北海道などの関係機関と連携しながらエネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 現在、本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

(地場産食料品の販路拡大・産地備蓄の推進)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取り組みなど、生産、加工、流通が一体となった取り組みを推進する必要がある。
- 米などの主要穀物については国で備蓄を行っているが、災害時においては米以外の農産物も必要であることから長期貯蔵など災害時における農産物の円滑な供給に資する取り組みを進める必要がある。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の防災対策）

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

（衛生環境等の防災対策）

- 下水道区域外における浄化槽の設置促進を図るとともに、適正な管理が行われるよう取り組む必要がある。
- し尿処理を行う施設について、施設運営の充実と修繕等長寿命化を図る必要がある。
- 生活にとって欠かすことのできない霊園及び葬祭場について、施設運営の充実と維持管理を進めていく必要がある。また、老朽化施設の改修を計画的に実施する必要がある。

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 日高自動車道は、日高管内で生産された農畜産物や水産物等の流通の利便性を高めるとともに、苫小牧や札幌方面の高次医療施設への救急搬送に係る時間の短縮、さらには災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するための重要な道路であり、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格道路と緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策等）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農林業を目的に整備された農林道・農林道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、リスク分散に適した北海道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の誘致を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体と連携し、支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援について普及・啓発を推進し、災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害に起因する森林の荒廃により、土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 災害発生時の災害廃棄物処理について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止、早期の復旧・復興を図るために具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業等との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業等の担い手確保・人材育成)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興を着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手の確保や人材の育成に取り組む必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 北海道や他の市町村への応援要請または他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より連絡先の共有を徹底するなど、必要な受援体制を整えておく必要がある。

第4章 日高町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「日高町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があることから、本町の総合振興計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を国・北海道の強靱かへとつなげるため、総合振興計画の方向に沿った取り組みや、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し実施することとする。

2 施策推進の実現に向けた目標の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を把握するため、「目指す姿」として可能な限り総合振興計画等による目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標の見直しや新たな設定を行う。

【日高町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載。
- ・ 当該施策の推進に関連する分野（第2次日高町総合振興計画における分野）を各施策の末尾に【 】書きで記載。
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに記載する。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅の耐震診断・改修を促進するため、民間住宅・建築物等の耐震化等に関する相談や指導を行い、また、学校施設、医療施設、福祉施設、体育施設、避難所等の公共施設も含め、建築物の耐震化に努めます。

（建築物等の老朽化対策）

- 公営住宅等長寿命化計画等に基づきながら、計画的な公営住宅の整備・供給に努めるとともに、既設住宅の適正な維持管理に努めます。

町営住宅の整備・促進 【住環境の整備】

- 移住・定住者への積極的な情報発信に努めるとともに、空き家の有効活用を図ります。

移住・定住の推進 【住環境の整備】

- 適切に管理されていない空き家が、まちの活力の低下につながるとともに地域の生活環境に悪影響を及ぼしている現状に対し、地域住民の生活環境の保全を図るとともに空き家の活用促進に努めます。

空き家対策の推進 【安心・安全対策の推進】

- 施設の計画的な改修により、居住環境の改善を図るとともに、高齢者人口の増加を見据え安心して快適な暮らしの場の確保に努めます。

高齢者福祉施設・設備の充実 【高齢者福祉の充実】

- 子育て世代のニーズに対応するため、保育所の建て替えや児童館の整備を進めるとともに、子育て支援センターにおける親子のふれあいの場の提供に努め、子育てしやすい環境の整備を推進します。

子育て環境の充実 【子育て支援の充実】

- 児童生徒が安全・安心な学習環境で学べるよう、学校施設の状況に応じた計画的な整備を進めるとともに、施設の安全確保及び学校機能の適正な維持に努めます。また、教職員住宅の整備及び充実に努めます。

学校教育関連施設・設備の充実 【学校教育の充実】

- 地域の学習活動の拠点である公民館や町民センター等の施設点検を行い、計画的な整備を進めるとともに、施設の安全確保及び設備の充実に努めます。

社会教育関連施設・設備の充実 【社会教育の充実】

- 安全面、衛生面等に留意しながら計画的に修繕や改修を進め、既存スポーツ施設の有効的な活用を図ります。

スポーツ関連施設・設備の充実 【スポーツの振興】

- 文化・芸術を中心とした各種活動の拠点センターとして有効的な活用・維持に努めます。

文化活動の拠点施設の維持・活用 【文化活動の振興】

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向け、情報の共有に努め、全ての利用者が、安全安心で快適に利用できる施設をめざします。

公共施設等の効率的な管理運営 【行政運営の効率化】

(避難場所等の指定・整備)

- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

- 地域の中心として町民が集う空間となるよう、市街地の空き地を活用した公園等の整備の促進に努めます。

市街地アクセス環境の整備 【市街地の活性化】

(緊急輸送道路等の整備)

- 道路の巡回体制を強化し、計画的な維持管理を進め、道路施設の長寿命化を図ります。

- 高規格幹線道路日高自動車道は、関係機関と連携を図り、実施区間の早期完成に努めます。また、アクセス道路の整備や災害時の交通網の確保を進めることにより、道路ネットワークの向上を図ります。

広域道路網の整備促進 【道路の整備】

- 道路ネットワークの整備状況や、将来の交通需要、必要性や緊急性を見定めながら、長期的な視野に立った計画に基づき安全性及び快適性を備えた道路の整備並びに効果的な管理について関係機関に要望します。

国道・道道の整備及び安全対策 【道路の整備】

- 日常生活に密着している生活道路や橋梁の確実な維持管理のため状況調査を進め、計画的な改良舗装及び改修・補修等の実施により、各道路及び橋梁の保全を引き続き行います。

町道及び橋梁の整備・維持管理の充実 【道路の整備】

(啓発活動等の取り組み)

- 避難計画の策定等、地域住民の安全な避難行動の一助となる取り組みを進めます。多くの町民が早期の避難行動を認識するようさまざまな防災啓発活動を検討し、減災への取り組みを進めます。

減災対策の推進 【防災・消防体制の整備】

- 自主防災組織の結成をより一層進め、町民の自衛意識と結束力の向上、避難誘導や災害弱者への援助などの活動により、自然災害の被害を最小限に食い止め、地域の防災力向上に努めます。

自主防災組織の育成 【防災・消防体制の整備】

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 土砂災害危険箇所等につきましては、北海道と連携を図りながら、砂防事業等の整備を進めるとともに、砂防設備等の適正な維持管理を行い、土石流や土砂崩壊等による自然災害の防止に努め、引き続き土砂災害警戒区域の指定を進めます。
- 土砂災害における警戒避難体制を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定箇所について、引き続き町ホームページへの掲載及び町民に対するハザードマップの配布を行います。

(治山施設等の整備)

- 災害に強く、また、災害被害を軽減するため、地すべり・がけ崩れ危険箇所及び土石流危険箇所を選定し、小規模治山事業等各種施策により町土の保全と町民の生活の安定を図り、さらに、国や北海道と連携を強化し、保安林の指定・整備を推進します。
治水・治山の推進 【治水・治山等の整備】
- 民有林の造林や除間伐などの森林整備への支援措置を行うとともに、災害に強い森づくりを推進します。また、町有林への植栽や間伐、地場材活用などを推進し、健全な森林の育成と管理に努めます。

森林整備の推進 【林業の振興】

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 「日高町防災ガイドマップ」について、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、適宜「日高町防災ガイドマップ」の見直しを行います。また、避難誘導に必要な標識や表示板の設置についても併せて整備していきます。
- 住民の生命及び身体の安全を確保するため、津波による災害発生時の避難や普段からの備えの強化について、「日高町津波避難計画」の更なる周知・啓発を行います。
- 学校等における津波防災教育や津波避難訓練等について、継続的に取り組みます。
- 防災関係機関との連携体制の充実を進め、各種ハザードマップの作成や避難体制の拡充、防災行政無線・全国瞬時警報システム（Jアラート）・緊急速報メール（エリアメール）等を有効に活用した適確な情報伝達に努めます。
防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に自力避難が難しい方に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、「避難行動要支援者名簿」を整備し把握します。
防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】
- 地域事情に適した情報伝達手段を継続的に検討し、更なる防災システム強化と防災体制の構築を図ります。
防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】

(海岸保全施設等の整備)

- 日高胆振沿岸海岸保全基本計画に基づき、高波、高潮、津波危険箇所における海岸保全施設の早期整備及び既存防護施設の維持・補修並びに改良整備を促進する要望を関係機関に行います。
- ししゃもやホッキ、マツカワ、さけ・ます、ヤマメ等の放流事業を関係団体と協力しながら継続して実施し、水産資源の適正管理に努め、安定的な漁獲量の維持を図ります。
資源管理型漁業の推進 【水産業の振興】
- 漁船漁業にとってさまざまな悪影響を及ぼしているヒトデの駆除や漁港入口の漂砂への取り組みを継続して実施し、安定的で安全な漁業を推進します。
漁場環境の保全 【水産業の振興】
- 流通ならびに消費者のニーズである食品の衛生及び鮮度保持を推進するため、水産物加工・冷凍施設等の整備を行いながら、漁家経営の安定を図ります。
漁業用施設の整備 【水産業の振興】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 「日高町防災ガイドマップ」を有効活用し、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで、水害による住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図ります。
- 防災関係機関との連携体制の充実を進め、各種ハザードマップの作成や避難体制の拡充、防災行政無線・全国瞬時警報システム（Jアラート）・緊急速報メール（エリアメール）等を有効に活用した適確な情報伝達に努めます。
防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】（再掲）

(河川改修等の治水対策)

- 災害の未然防止対策を積極的に進め、安全・安心な水辺空間を整備し、河川環境の保全について、町民の意識高揚を高めます。
- 国が管理する一級河川及び北海道が管理する二級河川について、効率的かつ効果的な維持管理が計画的に実施されるよう、国や北海道と連携し取り組みます。
治水・治山の推進 【治水・治山等の整備】
- 町が管理する準用河川及び普通河川について、災害に強く、安全な河川環境の整備が必要であり、「日高町河川整備計画」の策定に向け取り組みます。また、年1回の定期点検と異常気象による大雨等発生時の巡視を行い、災害による被害を軽減するため、必要な措置の実施に努めます。
治水・治山の推進 【治水・治山等の整備】

(ダム防災対策)

- ダムの防災対策につきまして、既存ダムの治水効果の発揮を図るため、計画に基づくダム本体の整備や機器の修繕・更新が実施されるよう、国・北海道に対し要望します。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関と共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための連携体制を図ります。
- 国・北海道・警察・消防などの防災関係機関と連携を図り、道路交通の混乱を防止するため、必要により除雪や交通規制を行う等の措置を講じ、住民の交通の確保を図ります。
- 高規格幹線道路日高自動車道は、関係機関と連携を図り、実施区間の早期完成に努めます。また、アクセス道路の整備や災害時の交通網の確保を進めることにより、道路ネットワークの向上を図ります。

広域道路網の整備促進 【道路の整備】 (再掲)

- 道路ネットワークの整備状況や、将来の交通需要、必要性や緊急性を見定めながら、長期的な視野に立った計画に基づき安全性及び快適性を備えた道路の整備並びに効果的な管理について関係機関に要望します。

国道・道道の整備及び安全対策 【道路の整備】 (再掲)

- 日常生活に密着している生活道路や橋梁の確実な維持管理のため状況調査を進め、計画的な改良舗装及び改修・補修等の実施により、各道路及び橋梁の保全を引き続き行います。

町道及び橋梁の整備・維持管理の充実 【道路の整備】 (再掲)

- 地域事情に適した情報伝達手段を継続的に検討し、更なる防災システム強化と防災体制の構築を図ります。

防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】 (再掲)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化します。
- 災害発生時に一時避難場所等として、周辺施設との連携による相乗効果を高めるため、ひだか高原荘等の充実を図ります。

広域交流施設の充実 【観光業の振興】

- 災害時には避難場所にもなる市街地拠点施設の設置に取り組みます。

市街地活性化拠点施設の整備 【市街地の活性化】

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向け、情報の共有に努め、全ての利用者が、安全安心で快適に利用できる施設をめざします。

公共施設等の効率的な管理運営 【行政運営の効率化】 (再掲)

- 児童生徒が安全・安心な学習環境で学べるよう、学校施設の状況に応じた計画的な整備を進めるとともに、施設の安全確保及び学校機能の適正な維持に努めます。

学校教育関連施設・設備の充実 【学校教育の充実】 (再掲)

- 地域の学習活動の拠点である公民館や町民センター等の施設点検を行い、計画的な整備を進めるとともに、施設の安全確保及び設備の充実に努めます。

社会教育関連施設・設備の充実 【社会教育の充実】（再掲）

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 冬季の災害時において、避難所における暖房等の需要に対応するため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか厳冬期を想定した資機材等について、「日高町防災備蓄計画」による備蓄を進めます。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備の整備に取り組みます。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）

- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、北海道と他の市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話の整備を促進します。
- 警察署や関係団体・機関との連携により、犯罪・防犯に関するきめ細かな情報の提供や啓発活動など、犯罪の起こりにくい環境づくりや犯罪防止対策を進めます。また、地域における自主的な防犯活動の育成、支援、連携を図り、お互いが支え合い安心できる地域づくりを促進します。

防犯体制の強化 【安心・安全対策の推進】

- 「子ども・高齢者の事故防止」「飲酒運転の根絶」「スピードダウン」を柱に、交通安全運動や交通安全教育、啓発活動による意識の向上を警察署や関係団体との連携により推進します。

交通安全対策の強化 【安心・安全対策の推進】

- 地域住民へ情報伝達をする上で重要かつ必要不可欠な、移動通信サービスのエリア拡大及び超高速ブロードバンド基盤の更なる整備を検討するとともに、関係機関へ要望します。

放送・通信ネットワークの充実 【情報通信基盤の整備】

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備します。
- 防災関係機関との連携体制の充実を進め、各種ハザードマップの作成や避難体制の拡充、防災行政無線・全国瞬時警報システム（Jアラート）・緊急速報メール（エリアメール）等を有効に活用した適確な情報伝達に努めます。

防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】（再掲）

- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に自力避難が難しい方に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、「避難行動要支援者名簿」を整備し把握します。

防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】（再掲）

- 地域事情に適した情報伝達手段を継続的に検討し、更なる防災システム強化と防災体制の構築を図ります。

防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】（再掲）

- 災害による生命・身体や財産に関わる被害の発生・拡大防止のための情報提供・啓発を行うとともに、生活相談を推進します。

消費者保護の推進 【安心・安全対策の推進】

- 地域住民への災害情報の伝達に必要な移動通信用鉄塔、テレビ中継局及び共同受信施設の維持管理を行います。

放送・通信ネットワークの充実 【情報通信基盤の整備】

- 定例記者会見の開催及び広報やホームページ等による行政情報や地域情報、観光情報などを町内外から積極的に発信するとともに、町民と行政との連携を促進します。

行政情報の発信・連携 【行政情報化の推進】

- 庁内外へ積極的な情報発信や新たな観光ルートの構築、観光客の受け入れ体制の充実により、観光客の誘致を図ります。

広域観光の充実 【観光業の振興】

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進します。

- 自主防災組織の結成をより一層進め、町民の自衛意識と結束力の向上、避難誘導や災害弱者への援助などの活動により、自然災害の被害を最小限に食い止め、地域の防災力向上に努めます。

自主防災組織の育成 【防災・消防体制の整備】 (再掲)

- さまざまな災害に対応するため、高度救命資機材の整備や救急救命士及び救急隊員の訓練・研修体制の整備、町民への応急手当の普及啓発に努めます。

消防施設・設備の維持・充実 【防災・消防体制の整備】

- コミュニティ・スクールの定着により、地域に開かれた学校経営を進め、地域全体で子どもの教育を支える体制を構築し、基礎を重視し確かな学力の定着を図るための学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成に努めます。

地域との協働による学校経営の充実 【学校教育充実】

- 学校現場における教員の負担軽減等につながるよう、働き方改革のための取り組みを推進し、教職員の資質や能力の向上に努めます。

教育現場の働き方改革の推進 【学校教育の充実】

- まちづくりを支えるコミュニティ（地域社会）及び自治会の活動を支援することにより、町民の積極的な参加を促進し、町民同士の連携と情報の共有化を推進します。

コミュニティ活動の支援 【町民が主役となる体制の整備】

- 青少年の自発的・積極的な参加による地域社会づくり、文化・スポーツなどの活動を促進します。また、情報共有や情報の発信を行い、家庭・学校・地域の相互連携による青少年の健全育成に努めます。

青少年健全育成体制の充実 【青少年の健全育成】

- さまざまな学習機会の提供をはじめ関係団体の育成、視聴覚教材や図書資料等の提供、生涯学習に関する調査・研究、学習関係機関等への助言など、総合的な支援体制の整備を進めます。

生涯学習基盤の整備・充実 【社会教育の充実】

- 日高高校との連携・融合により、専門性の追求、勤労観、職業観など、生きる力を身につけるカリキュラムや学習プログラム等の評価・検証を行いながら、各種関係機関とも連携し、時代のニーズにあった魅力あるプログラムの提供に努め、事業の充実及び受講生の確保を図ります。

産業学習事業の充実 【社会教育の充実】

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び他の市町村、民間企業・団体等との連携協定の締結に努めます。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPO等の活動内容や活動状況を啓発し、町民の相互扶助意識の向上を図ります。また、ボランティア活動など地域福祉に関する啓発活動や情報提供、福祉活動に参加したい人や支援を必要とする人に対する情報提供を進め、町民一人ひとりの地域福祉の重要性に対する意識の高揚を図るとともに、活動への主体的な参加を促進します。

福祉意識の高揚 【地域福祉の充実】

- 地域福祉サービスの担い手やリーダー育成のための講習会、相談活動、情報提供を実施するとともに、ボランティアの育成・確保を図ります。

福祉人材の育成 【地域福祉の充実】

- 広域的に取り組むことで高い効果が得られる連携事業や広域行政サービスを積極的に推進します。また、既存の一部事務組合の効率的な運営を促進するとともに、広域で取り組む必要がある課題については、北海道及びそれぞれ関係する自治体と連携して機動的に対応するほか、広域的に行うことにより高い効果が想定される事業については、新たな連携の可能性を検討します。

広域連携の推進 【行政運営の効率化】

(非常用物資の備蓄促進)

- 日高町防災備蓄計画に基づき、引き続き非常用物資の備蓄体制を整えます。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- さまざまな災害に対応するため、救急救命士及び救急隊員の訓練・研修体制の整備、町民への応急手当の普及啓発に努めます。

消防施設・設備の維持・充実 【防災・消防体制の整備】 (再掲)

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、関係機関と緊密に連携しながら、引き続き防災訓練等を実施します。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊体制の削減は、「地域の安全・安心の確保」に重大な影響を及ぼすものであることから、引き続き北海道や他の市町村と連携し、北海道における自衛隊の体制を堅持するよう要望等の取り組みを推進します。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- さまざまな災害に対応するため、高度救命資機材や消防自動車の配置や台数を検討し、計画的に更新・整備を進めるとともに、消防施設・設備等の維持更新を行い、消防体制の強化を図ります。

消防施設・設備の維持・充実 【防災・消防体制の整備】 (再掲)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 地域医療における町立の病院及び診療所の役割を明確にし、在宅で診療が受けられる訪問診療など地域における持続可能な医療体制を整備します。また、経営状況や病院を取り巻く環境の変化の的確な把握、適時適切な医療サービスの提供により、信頼される病院づくりに努めます。

医療環境の充実 【医療体制の充実】

- 町内外の各医療機関との連携を強化し、休日・夜間など 24 時間救急医療体制の確保に努めます。

救急医療体制の充実 【医療体制の充実】

- 歯科診療所の存続に向け、運営経費の支援や診療所施設の維持・充実に努めるとともに、地域に根ざした歯科診療所の運営に努めます。

歯科診療所の充実 【医療体制の充実】

- 医科大学や北海道地域医療振興財団等への医師及び看護師等の派遣依頼、院内保育所の運営による働きやすい環境づくりなどを行い、専門職の確保と定着に努めます。

医療人材の確保 【医療体制の充実】

(災害時における福祉的支援)

- 平時から要援護者の情報を把握し、災害時に適切な対応ができるよう関係機関との連携強化を図り、支援体制の確立に努めます。

- 高齢者や障がい者など災害時に自力避難が難しい住民については「避難行動要支援者名簿」を整備し把握します。

防災体制の充実と情報の把握 【防災・消防体制の整備】 (再掲)

- 地域包括支援センターなどを中心に、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる体制を整えるとともに、家族や介護者の負担軽減を図ります。また、保健事業や介護予防・日常生活支援総合事業、認知症対策などの実施により、一人ひとりが健康寿命の延伸をめざし介護予防に取り組むことを支援します。

介護予防・生活支援の充実 【高齢者福祉の充実】

- 老人クラブ等の活動支援、敬老会の開催などにより、地域社会への参加を推進するとともに、高齢者福祉サービスの実施により、高齢者の自立支援を推進します。

生きがい対策の充実 【高齢者福祉の充実】

- 介護保険事業計画に沿った介護保険サービスの提供に努めるとともに、サービス供給量に見合った保険料設定を行い、安定した介護保険事業の運営に努めます。

介護保険サービスの提供 【高齢者福祉の充実】

- 住み慣れた自宅や地域において、高齢者が安心して生活を送るために医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざします。在宅における医療の提供・看取りの体制を充実するとともに、医療と介護の連携強化に取り組みます。また、家族をはじめ近隣の町民やボランティア、介護事業者などとの連携を図り、自助・互助・共助・公助による支え合い活動を推進します。

地域包括ケアシステムの連携 【高齢者福祉の充実】

- 地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種在宅サービス及び施設サービスを提供できるよう努めます。また、障がい者（児）の相談支援体制の充実や権利擁護の支援により安心して福祉サービス等を利用することができる環境を整備します。

障がい者（児）福祉の充実 【障がい福祉の充実】

- 障がい者（児）施設や各団体への活動支援、障がい者スポーツ大会等の開催を通じ、障がいのある人が社会参加しやすい環境の整備に努めます。

社会参加の促進 【障がい福祉の充実】

- 障がいのある人に対して重度心身障害者医療費助成や自立支援医療費の給付を行うとともに、障がい者（児）の医療費を軽減するための制度の適切な運用を図ります。

医療制度・医療サービスの充実 【障がい福祉の充実】

- 妊産婦が安心して出産できるための環境整備やエンゼル祝金の支給などにより子育ての経済負担の軽減を図るとともに、0歳児保育の実施保育所の拡大や託児サービス提供団体への支援を通じて、子育てしやすい環境を築きます。また、児童虐待に対応するための体制強化に努めます。

子育て支援の充実 【子育て支援の充実】

- 地域福祉活動の中心を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など、地域福祉関係団体の活動及び連携・協力を支援するとともに、町民の主体的・積極的な地域福祉活動への参加促進を図ります。

福祉関係団体への支援 【地域福祉の充実】

- 介護保険制度や障がい者（児）のための総合的な支援制度をはじめ、生活困窮者等の自立した生活のための支援体制を充実します。また、バリアフリー化などにより子育て世代や高齢者、障がい者が安心して外出できる環境の整備に努めるとともに、アイヌの方々への住宅貸付金制度周知や生活館の適切な管理に努めます。

福祉環境の整備 【地域福祉の充実】

- 成年後見制度の推進や虐待、子どもの貧困対策、生活困窮者自立支援等支援が必要な町民に対する体制の強化に努めます。

権利擁護の推進と支援が必要な人への体制強化 【地域福祉の充実】

- 女性の就労や積極的な社会活動への参加を促進し、子育て支援など、仕事と生活の調和が図られるよう支援します。また、地域の実情に応じた各種講座の開催や活動団体の支援を行います。

女性の社会参加に対する支援 【男女共同参画の推進】

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに避難場所における汚水対策などの防疫対策を推進します。
- 町民の健康づくりや生活習慣病等予防の推進を図るため、健診・検診体制の整備や健康教育・健康相談、訪問指導など保健指導を充実するとともに、食育の推進、こころの健康への対応、たばこ対策、感染症の知識の普及・啓発、予防接種等の実施による感染症予防に取り組みます。また、日高町国民健康保険における特定健診の目標数値の達成に向け、受診義務の意識づけを行うとともに、特定健診の普及・啓発を行います。

保健サービスの充実 【健康づくりの推進】

- 町民の健康づくり推進のため、健康まつりや広報による知識の啓発・普及を継続するとともに、食育の啓発や、保健推進員との協働による健康意識を向上させる活動を実施します。

健康づくり体制の充実 【健康づくりの推進】

3 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所）について、定期的な訓練などを通じた実施体制の検証や必要に応じた見直しを行うとともに本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進します。
- 災害時の拠点となる庁舎の災害対策本部としての機能強化を図るため、防災行政無線などの情報通信設備や自家発電装置等の主要な設備の充実を図ります。
- 地方分権による事務や事業の増加、老朽施設の更新による財政負担の増加などが想定されるため、町民が満足するサービスを適切に提供できるよう効率的な行政運営を行います。

組織体制や事務事業の簡素・効率化 【行政運営の効率化】

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向け、情報の共有に努め、全ての利用者が、安全安心で快適に利用できる施設をめざします。

公共施設等の効率的な管理運営 【行政運営の効率化】(再掲)

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害時における各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画(BCP)に沿った取り組みに努めます。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンター等への移設など情報システムの機能維持のための取り組みを促進します。
- 人事管理の継続性や職員の新陳代謝を勘案しながら再任用制度と新規採用のバランスを考慮した適正な人事管理を行い、専門的な行政事務を円滑に遂行します。

職員の資質及び専門性の向上 【行政運営の効率化】

- 事業の厳選・重点化による投資的事業の削減に努め、公債費の抑制を図るとともに、義務的経費の削減に努め、弾力的な財政運営を確保します。

健全財政の維持 【安定と活力ある財政運営】

- 効率性や専門性、行政責任の確保を踏まえ、中長期的な視野に立ち必要に応じて検討体制を構築し、可能なものから順次、導入に向け取り組みます。

民間活力の活用 【行政運営の効率化】

- 各種審議会や委員会等へ公募委員の拡充を図るとともに、パブリックコメント制度や町民アンケート調査、自治会役員との懇談会などにより、意見・意向の把握に努め、町民が行政へ積極的に参画できる環境の整備を推進します。

町民の参画機会の充実 【町民が主役となる体制の整備】

（IT部門における行政の業務継続体制の整備）

- マイナンバーによる情報連携等により事務手続の電子化を進め、事務の更なる効率化や利便性向上を図ります。

組織体制や事務事業の簡素・効率化 【行政運営の効率化】

- マイナンバーカードや北海道電子自治体共同システム等を活用した各種申請手続のオンライン化拡充に向けた検討を進め、住民の利便性向上と事務効率向上を図ります。

ICT化の推進 【行政情報化の推進】

- 固定資産税における課税客体を適切に把握するとともに、納税者の信頼と理解を得て適正な申告及び納税を確保するため、ICTを活用し、税務署や北海道との協力体制を保ちつつ、円滑な税務行政を推進します。

自主財源の確保 【安定と活力ある財政運営】

（広域応援・受援体制の整備）

- 町外在住民の税制を通じた本町への応援の仕組みの一つである、ふるさと寄付金（ふるさと納税）の普及を促進し、自主財源の確保に努めます。

ふるさと寄付金の普及促進 【安定と活力ある財政運営】

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び他の市町村、民間企業・団体等との連携協定の締結に努めます。

（再掲）

- 既存イベントの内容充実に努めるとともに、観光パンフレットや町ホームページ、各種メディアなどを活用した積極的なPRに努め、国内外からの来町者数の増加に取り組みます。

特色あるイベントの開催 【観光業の振興】

- 日高山脈や日勝峠、沙流川、牧場風景、太平洋などの豊かな自然環境と、日高国際スキー場や門別競馬場をはじめとした町内にある集客施設を活用した観光を推進します。

自然環境や町内の施設を生かした観光の充実 【観光業の振興】

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 地域の特性を生かし、太陽光発電など再生可能エネルギーについて、国や北海道など関係機関と連携しながら利活用の普及促進に努めます。
- 二酸化炭素排出削減による地球温暖化対策、省エネルギー対策、環境にやさしい製品の購入を進めます。また、環境にやさしいライフスタイルの提案などの啓発により、環境保全意識の向上に努めます。

自然環境の保全 【環境の保全・循環型社会の構築】

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化に努めます。

(石油燃料供給の確保)

- 特に冬季における災害時の避難所等への石油燃料の安定供給は、避難者のライフラインを確保する上で重要であることから、町内石油販売業者等との間における災害時の供給体制について協定を締結し、円滑な供給体制を構築します。

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 生産規模拡大と生産農家の経営安定化を図るため、振興作物である「軟白長ネギ」「トマト」「イチゴ」「ピーマン」「アスパラガス」「ホウレンソウ」等の生産・出荷を進めます。
水稲・野菜等の推進 【農業の振興】
- 農作業受託組織（コントラクター）や混合飼料（TMR）などの協業化・法人化を推進し、経営の安定化を図ります。
酪農・畜産業の推進 【農業の振興】
- 肉用牛飼養農家への繁殖素牛の導入支援や技術指導を推進し、生産の安定化を図るため、販売促進活動に努めます。
酪農・畜産業の推進 【農業の振興】
- 生産基盤整備を促進し、生産性の向上による経営の安定化を図ります。
農業生産基盤の整備 【農業の振興】
- 新たに農業を営もうとする新規就農者に対する経済的支援を行い、地域農業の活性化及び経営の安定を図ります。
担い手の確保及び育成と後継者対策の推進 【農業の振興】
- 後継者のいない農業経営体を意欲ある人材等にスムーズに引き継ぐ農業経営継承を支援します。
担い手の確保及び育成と後継者対策の推進 【農業の振興】

- 共同経営者となるパートナーを必要としている農業青年に対して交流会や農業体験等を実施し、結婚機会づくりを支援します。

担い手の確保及び育成と後継者対策の推進 【農業の振興】

- 生産法人や各団体の活動を支援することにより、近代農業経営主体の構築を促進するとともに、牛群の資質改良や飼養技術の向上、農業経営の体質強化、酪農ヘルパー等の活用による生産基盤の維持、農業への ICT の導入の促進を図ります。

生産法人・団体の育成・支援 【農業の振興】

- 環境にやさしく、安全・安心でおいしい農産物を生産するクリーン農業を推進するため、糞尿処理の適正化を図るための巡回指導を実施するとともに、農業廃棄物の適正処理の指導・啓発等に努めます。

クリーン農業の推進 【農業の振興】

- 国際化に対応した強い馬づくりのため、軽種馬生産農家や育成農家との協業化や法人化により、施設の整備や優良繁殖牝馬導入などの支援を行い、経営の安定化を推進します。また、馬主等との長期的な関係構築を進めるため、国内外に優良馬産地としての PR に努めます。

軽種馬産業の推進 【軽種馬産業の振興】

- 就業者に対し、資金借入れに対する利子補給及び資金融資により漁業経営の安定化を図り、新規就業しやすい環境づくりに努めます。

後継者及び担い手の確保 【水産業の振興】

- ししゃもやホッキ、マツカワ、さけ・ます、ヤマメ等の放流事業を関係団体と協力しながら継続して実施し、水産資源の適正管理に努め、安定的な漁獲量の維持を図ります。

資源管理型漁業の推進 【水産業の振興】（再掲）

- 漁船漁業にとってさまざまな悪影響を及ぼしているヒトデの駆除や漁港入口の漂砂への取り組みを継続して実施し、安定的で安全な漁業を推進します。

漁場環境の保全 【水産業の振興】（再掲）

（地場産食料品の販路拡大・産地備蓄の推進）

- 直売所等への出荷など地産地消による輸送コストの低減により、生産所得の向上を図ります。

水稲・野菜等の推進 【農業の振興】

- 競馬場での地域特産品の販売やレースの充実、各地方競馬との連携強化、勝馬投票券の販売などへの支援を行います。また、産地が一体となって魅力ある競馬づくりに努め、ホッカイドウ競馬の活性化を図ります。

ホッカイドウ競馬の活性化 【競種馬産業の振興】

- 流通ならびに消費者のニーズである食品の衛生及び鮮度保持を推進するため、水産物加工・冷凍施設等の整備を行いながら、漁家経営の安定を図ります。

漁業用施設の整備 【水産業の振興】（再掲）

- 観光イベントや門別競馬場での積極的な PR 活動等を行うとともに、生産者をはじめとする産業界間の連携により、地場産品を活用した新たな加工品等、特産品の開発に努め、商業の活性化を図ります。

特産品の開発 【商工業の振興】

- 観光案内サインの整備や観光パンフレット、町ホームページによる積極的な情報発信に努め、国内外からの観光客の誘致を図ります。また、農産物の付加価値化、観光産業や食品加工業等の育成、起業、人材育成を行います。

自然環境や町内の施設を生かした観光の充実 【観光業の振興】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 老朽化する水道施設の重要度、優先度を踏まえ計画的に施設を更新するとともに、漏水調査を継続して実施し、有収率の向上及びランニングコストの低減に努めます。

簡易水道施設・設備の維持・充実 【上水道の整備】

- 基幹管路の老朽管や施設の計画的な更新を実施し、災害時においても水道水の安定供給が確保できるよう取り組みます。また、水道未整備区域の解消にも計画的に取り組みます。

上下水道施設・設備の維持・充実 【上水道の整備】

- 町民へ安全で良質な水を安定供給するため、第1水源（浄水場）の改修、緊急時用水源開発を含めた総合的な計画を策定し、施設の整備を進めます。

安全で良質な水源の確保 【上水道の整備】

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道のBCP策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行います。

- 雨水処理については、新たな排水区の整備計画の策定を進め、公共下水道区域内における大雨時の浸水防止を図ります。また、汚水処理については、施設の維持管理や法定耐用年数を経過した管路の更新を行います。

下水道施設・設備の維持・充実 【下水道の整備】

- 浄化センター施設・設備は、長寿命化計画や最適化整備構想の策定により計画的な更新を行い、効率的・持続的な汚水処理能力の確保を図るとともに、機能強化対策を進めます。また、適正な維持管理をめざし、効率的な包括委託の実施を検討します。

浄化センターの維持・充実 【下水道の整備】

(衛生環境等の防災対策)

- 下水道処理区域外における浄化槽の普及促進を図り、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ります。

浄化槽普及促進 【環境の保全・循環型社会の構築】

- 胆振東部日高西部衛生組合における共同処理を継続します。また、し尿処理施設の大規模改修の計画策定とその実施により、長寿命化を図ります。

し尿処理施設の利用 【環境の保全・循環型社会の構築】

- 周辺的生活環境や土地利用に与える影響も配慮しつつ霊園の維持管理に努め、環境と福祉の向上を図ります。また、葬祭場・火葬炉等の主要設備の大規模改修を計画的に実施します。

霊園・火葬場の維持・充実 【環境の保全・循環型社会の構築】

4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 運行しているスクールバス、地域循環バス及び民間バス等については、利用実績や沿線住民や来訪者からの要望を取り入れ、助成のあり方などを総合的に考慮し、交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上につながる取り組みを展開します。また、更なる効率化に向け、スクールバスの混乗化及び他の町営バスとの一元化について継続的に検討を行います。

公共交通の維持・充実 【公共交通の確保】

- 高規格幹線道路日高自動車道は、関係機関と連携を図り、実施区間の早期完成に努めます。また、アクセス道路の整備や災害時の交通網の確保を進めることにより、道路ネットワークの向上を図ります。

広域道路網の整備促進 【道路の整備】 (再掲)

(道路施設の防災対策等)

- 林道網の適切な維持管理と広域的森林管理の推進に努めます。
- 道路の巡回体制を強化し、計画的な維持管理を進め、道路施設の長寿命化を図ります。
(再掲)
- 道路ネットワークの整備状況や、将来の交通需要、必要性や緊急性を見定めながら、長期的な視野に立った計画に基づき安全性及び快適性を備えた道路の整備並びに効果的な管理について関係機関に要望します。

国道・道道の整備及び安全対策 【道路の整備】 (再掲)

- 日常生活に密着している生活道路や橋梁の確実な維持管理のため状況調査を進め、計画的な改良舗装及び改修・補修等の実施により、各道路及び橋梁の保全を引き続き行います。

町道及び橋梁の整備・維持管理の充実 【道路の整備】 (再掲)

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 事業所の新設や移設、増設への支援を行うとともに、パンフレットやホームページを活用し、地理特性や交通の優位性など、積極的に企業立地への必要な情報提供や働きかけを行います。
企業誘致支援の充実 【商工業の振興】

- 移住・定住者への積極的な情報発信に努めるとともに、各地区の自然環境や交通アクセスの優位性を活かした宅地分譲や、空き家を活用した移住・定住に向けた取り組みにより、交流人口・移住人口の増加を図ります。

移住・定住の推進 【住環境の整備】 (再掲)

- 災害時には避難場所にもなる市街地拠点施設の設置に取り組みます。

市街地活性化拠点施設の整備 【市街地の活性化】 (再掲)

- 地域の中心として町民が集う空間となるよう、市街地の空き地を活用した公園等の整備の促進に努めます。

市街地アクセス環境の整備 【市街地の活性化】 (再掲)

（企業の業務継続体制の強化）

- まちづくりの原動力として、地域経済の活性化を推進する商工会の組織強化を支援し、中小企業の育成振興及び経営の近代化、道の駅での特産品販売及び商業コミュニティ施設の適切な運営、魅力ある商店街の形成など、商業の活性化を図ります。

商業関連施策の充実 【商工業の振興】

（被災企業等への金融支援）

- 国や北海道に対して、災害により被害を受けた中小企業者等が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金及び事業費の融資の支援体制を促進します。

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）

- 民有林の造林や除間伐などの森林整備への支援措置を行うとともに、災害に強い森づくりを推進します。また、町有林への植栽や間伐、地場材活用などを推進し、健全な森林の育成と管理に努めます。

森林整備の推進 【林業の振興】（再掲）

- 二酸化炭素排出削減による地球温暖化対策、省エネルギー対策、環境にやさしい製品の購入を進めます。また、環境にやさしいライフスタイルの提案などの啓発により、環境保全意識の向上に努めます。

自然環境の保全 【環境の保全・循環型社会の構築】（再掲）

- 新たな森林整備の担い手となる森林作業員の就業条件の改善を進めることなどにより、地元林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

担い手の確保及び育成 【林業の振興】（再掲）

- 災害に強く、また、災害被害を軽減するため、地すべり・がけ崩れ危険箇所及び土石流危険箇所を選定し、小規模治山事業等各種施策により町土の保全と町民の生活の安定を図り、さらに、国や北海道と連携を強化し、保安林の指定・整備を推進します。

治水・治山の推進 【治水・治山等の整備】（再掲）

（農地・農業水利施設等の保安全管理）

- 生産基盤整備を促進し、生産性の向上による経営の安定化を図ります。

農業生産基盤の整備 【農業の振興】（再掲）

- 有害鳥獣対策の電気柵等の設置や生体の駆除について、さらなる推進を図り、農産品への被害拡大防止に努めます。

鳥獣被害への対策 【農業の振興】

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 平取町外2町衛生施設組合災害廃棄物処理計画に基づき、構成町と連携し、災害における避難所等のごみの回収・処理を適正かつ円滑、迅速に進め地域の衛生確保を図ります。

- 減量化の啓発や学校や地域での環境教育の実施によりごみの排出量の削減を進め、平取町外2町衛生施設組合において適切なごみ処理に努めます。また、ごみ処理施設の大規模改修の計画策定とその実施により、長寿命化を図ります。

一般廃棄物の適正処理 【環境の保全・循環型社会の構築】

- 資源の有効活用及び環境負荷の軽減を図り、資源循環型社会の構築に努めます。

資源リサイクルの推進 【環境の保全・循環型社会の構築】

(地籍調査の実施)

- 災害の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等の成果を始めとする地理情報が重要となることから、継続的な維持管理と迅速かつ有効に利用できる整備を進めます。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業等との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化します。

(建設業等の担い手確保・人材育成)

- 災害時の復旧・復興に不可欠な建設業等の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保など、関係団体等と連携した取り組みを推進します。

- 青少年の健全育成に取り組む各青少年育成団体の活動及び連携を支援します

青少年団体への活動支援 【青少年の健全育成】

- 次代を担う子どもたちを健全に育成するため、子どもの生活慣習を整え、子どもの心と身体の健康を保持増進し、生きる力を育むよう努めます。

早寝早起き朝ごはん運動の推進 【青少年の健全育成】

- 地域で多様な学習を主体的に取り組んでいる学習・文化・スポーツ団体や地域団体、職域団体など団体間の連携を促し、協働による地域づくりを推進します。また、民間指導者や教育関係機関と連携して、知識・技術を活用できる環境づくりを進めます。

団体や指導者の育成支援 【社会教育の充実】

- 体育協会、スポーツ少年団など関係団体と協働で地域別・競技別スポーツの普及発展に即応する優れた指導者の育成に努めます。また、各家庭や学校、地域においてもスポーツ活動への意識づけを図ります。

団体や指導者の育成支援 【スポーツの振興】

- 豊かな心と健やかな体を育成し、社会に適応して生きる力を育む教育を推進するため、小学校・中学校・高等学校が連携するとともに、幼児教育の充実と特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対応した適切な支援体制等の整備を進めます。

社会を生き抜く力を育成する教育の推進 【学校教育の充実】

(行政職員等の活用促進)

- 北海道や他の市町村への応援要請及び他の市町村に対する応援について、それぞれで応援協定を締結しており、今後においても必要に応じて各種協定を締結し、必要な受援体制の整備に努めます。

- 行政機能の確保・強化を図るため、行政機能の集約化を推進します。
- 人材育成プランに基づき体系的な能力開発・資質の向上に取り組むほか、疾病を抱えていても適切な治療を受けながら仕事を続けられる支援プログラムを策定し、必要な人員の確保に努めます。

職員の資質及び専門性の向上 【行政運営の効率化】

- 人事管理の継続性や職員の新陳代謝を勘案しながら再任用制度と新規採用のバランスを考慮した適正な人事管理を行い、専門的な行政事務を円滑に遂行します。

職員の資質及び専門性の向上 【行政運営の効率化】（再掲）

- まちづくりを支えるコミュニティ（地域社会）及び自治会の活動を支援することにより、町民の積極的な参加を促進し、町民同士の連携と情報の共有化を推進します。

コミュニティ活動の支援 【町民が主役となる体制の整備】（再掲）

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は「第2次日高町総合振興計画」と整合を図る必要があることから、本計画の推進期間を令和2年度から令和10年度の概ね9年とする。なお、計画期間内においても、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。

また、本計画は「国土強靱化計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、日高町他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との連携を図るものとする。

2 計画の推進方法等

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管部局を中心に国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

また、計画の推進にあたっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や、国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくPDCAサイクルを構築し、日高町強靱化のスパイラルアップを図っていく。